

<市長提出議案について>

発言者	議案番号	議案名
角谷 敏男議員	2	平成28年度鳥取市一般会計予算（反対）
	4	平成28年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算（反対）
	12	平成28年度鳥取市介護保険費特別会計予算（反対）
	19	平成28年度鳥取市水道事業会計予算（反対）
	62	鳥取市下水道条例の一部改正について（反対）
	63	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（反対）
	69	鳥取市総合計画基本構想の改定について（反対）
<p>（討論の要旨）</p> <p>私は、議案第2号の予算案は議案第69条の総合計画基本構想と表裏一体をなすものであり、二つの議案に共通する問題点を述べる。</p> <p>①総合計画基本構想の「自信と誇り・夢と希望に満ちたまちづくり」の基本は、鳥取市が、市民ひとりの個人の尊厳を最も大切にすることではないか。その点で、多くの市民の声を聞きつくるこの基本構想が、アンケートの結果さえ市報にも掲載・報告されないままつくられるのは、市民との協働のまちづくりにも反するものといわざるを得ない。</p> <p>②5年前の基本構想と異なるのが、中核市移行を前提にしていることである。市長がよく使われる「将来を見据えて判断する」ほどの大変重要な課題であるにもかかわらず、将来の行政サービスと都市のあり方となる中核市移行に必要な情報を示して市民の是非を問う機会も保障しないまま、議会の議決だけですめることは、決して市民が誇りを夢をもつ鳥取市としていく自治力の向上や市民一人ひとりの市民力を高める街づくりにはならない。</p> <p>③近年の自然災害などの危機に対する安全意識に関する点では行政が行う「公助」、みんなで守る「共助」、自らの身は自ら守る「自助」を求めている。自助は自己責任を求めることであり、行政は主権者の市民が誰であっても、市民の命を守る責務・使命を明確に強調すべきと考える。</p> <p>④自治体経営と市政の運営が同意語として使われ、経営を原則に経済の市場原理による競争と効率化の推進、市民への自己責任を求めている。自治体が住民福祉の向上を旨とする理念を壊し、自治体運営を企業経営へ変質させるもので、特に看過できないのは税等の支払い困難な市民に対する行政サービスの制限の拡大・強化の方針である。行政のなすべきことは、住民福祉の立場から、まず支払いが困難な市民の人権をきちんと守り、義務が果たせるように必要な相談・援助を行うことであり、生活が苦境に陥っている市民を脅すような方針はやめるべきと考える。</p> <p>次に、議案第62号と議案第63号について、下水道事業は、下水道審議会の答申でも認めるように先行投資型の特性をもっている。その必要経費の財源の多くを全て使用料に求めることは、利用者間の負担の公平性と健全な経営の確保の点からも困難なことから、国も一般会計からの繰り出し基準を示して認めている。本市の一般会計の繰越金は、最近15億円ほど出ている。その一部を下水道会計に繰り入れて、料金引き上げ抑制で市民負担の軽減を図ることは可能である。</p> <p>なお、議案第4号、第19号、第12号は、予算審査特別委員会での岩永議員の反対理由のとおりである。</p> <p>（議案第4号、第19号は、飲み水に消費税が転嫁されており、生計費非課税の立場から認められない。議案第12号は、一般会計からの繰り入れを行い保険料の引き下げを行うべきである。）</p>		
発言者	議案番号	議案名
吉野 恭介議員	2	平成28年度鳥取市一般会計予算（賛成）
	4	平成28年度鳥取市簡易水道事業費特別会計予算（賛成）
	12	平成28年度鳥取市介護保険費特別会計予算（賛成）
	19	平成28年度鳥取市水道事業会計予算（賛成）
<p>（討論の要旨）</p> <p>まず議案第2号一般会計予算について、本予算は今後10年間の本市の将来を見据えた第10次総合計画の初年度予算である。人口減少により市税などの自主財源の確保が厳しい環境の中ではあるが、企業誘致・子育て支援・移住定住などに目標を定め、本市が持続的に発展して行くための基礎創りの予算である。この予算は『介護離職ゼロ・希望出生率1.8・GDP600兆円』という国の方針とも歩調が合っており本市版の地方創生予算だと考える。新庁舎の整備、可燃物処理施設、中核市への移行準備などの重要施策や、新市まちづくり事業にこれまで積み増してきた基金を活用できる段階にようやくなってきた。この基金と合併特例債を有効に活用し大型施設の完成予定を遵守しなければならない。予算編成後の基金残高は前年度を7億円上回り135億円、また市債も臨時財政対策費を除けば前年度比8.1億円減少させ本市財政の健全化を図っている。財政健全化の4指標をきちんと意識している事も確認した。そして、平成37年度までに財政調整基金と減債基金の残高が50億円以上になるよう、積み増し計画も答弁の中で確認した。そうした事を通して、私は昭和27年の鳥取大火の翌年度から財政再建団体という不自由で手かせ足かせの10年間の教訓を決して忘れていない事を感じた。そして、その時に私たちは『健康都市の建設と谷間のない市政の確立』を目標にし、市政の振興と市民の福祉向上のための施策を積極的に進める事を市民に約束してきた。その原点に立ち返る、そんな10次総のスタートの年にすべきだと考える。また、圏域や県や国との連携の中で本市の市政が執行されている事を事を考えれば、例え正しいと思っ出港したけれど、結果が目論見と違った方向に船が進んでいると分かった時点で、謙虚に修正して行く勇気を持ち合わせて置く事が何より大切だと考える。その意味で、市民の意見を大切に聞くことの姿勢が市長はじめ、本議会で答弁された執行部の方々から感じられた事に期待をし、本予算に賛成する。</p> <p>次に、議案第4号簡易水道事業特別会計予算と第19号水道事業会計予算について、給水人口の減少や大企業の撤退、また市民の節水意識の高揚もあり、給水量が年々低下するなど水道事業の経営としては大変厳しい環境の中、平成28年度に、水道事業と赤字経営の簡易水道事業を統合する。平成29年度から本市全域が上水道区域となり、水道料金が全市統一となる。「鳥取市水道事業長期経営構想」や水道事業審議会での財政見通しの議論を経て決定され推進して行く訳だが、施設の統廃合や更新規模のダウンサイジングでコスト縮減を行い、財政改革の面において最大限の取組努力をしたとしても、5年間は経営が厳しいとの見通しであった。その結果、18%の料金改定を昨年提案されたのだと理解している。公営企業会計として健全経営を目指す上で必要な統合であり、料金改定である。今後、実施にあたっては、更に市民へ説明の努力をされる姿勢も事業管理者の本議会で答弁より確認し、統合により水道事業会計に過大な負担が掛からない様、全体的な視点で安定経営に向かう事も市長答弁で確認致した。よって、本議案第4号と19号に賛成する。</p> <p>最後に、議案第12号介護保険費特別会計予算について、本特別会計予算は要支援者や要介護者への保険給付、高齢者の健康作りや生活の支援、包括支援センターなどの運営支援の会計予算である。今後、高齢化率の高まりと共に、更に本予算が膨らんで来る事は確実視でき、その状況下で一般財源からの持出しによる更なる負担については一般会計の健全財政上、好ましくなく、現状、保険料率17%への引き上げも止むを得ない物と考え賛成する。</p>		

発言者	議案番号	議案名
太田 縁議員	2	平成28年度鳥取市一般会計予算（反対）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>議案第2号平成28年度一般会計予算のうち、反対理由を述べる。</p> <p>まずは、現本庁舎・第2庁舎跡地活用方法について、現本庁舎・第2庁舎活用方法の内容は、外部委員を含めた検討委員の設置やアンケート調査による市民の意見を集約して行う予定にしている。他方、本市は3月4日、県に対して美術館建設候補地として5ヵ所を推薦した。そのうちの1つが現本庁舎跡地となっている。本市はこの5ヵ所の選定にあたり、市民の意見をきいたのだろうか。少なくとも議会には検討過程が報告されていない。事業の目的として、市民の幅広い意見を集約し、中心市街地はもとより市全体のまちづくりの観点で検討を行い、本市の将来の発展に寄与する具体的な活用案をまとめるとある。市民の幅広い意見を集約しと述べているが、美術館として県に提案することがそもそも矛盾している。</p> <p>また、中心市街地はもとより自然体のまちづくりの観点で検討を行い、本市の将来の発展に寄与する具体的な活用をまとめると言っている。しかし、本市は現本庁舎の位置が市全体のまちづくりの観点で重要な位置だと認識しながらも、美術館候補地を先に提案し、その決定を県に委ねている。本市のまちづくりの主体性を欠いている。この検討過程には市民が不在である。</p> <p>さらには、市民の幅広い意見を集約するとあるが、実際は県の決定をまずまつので、結果がどうであれ、市民の意見は二の次である事を示している。この間の候補地選定過程は、市民軽視は歴然であるが、議会軽視でもある。県に委ねる、市民の意見を尊重するという市の考え方は二律背反であり、認めるわけにはいかない。</p> <p>しかも、現在、この土地は係争中である。そもそも、係争中の物件に関する新たな予算計算上は本来あり得ないとする専門家の意見もある。</p> <p>次に、市庁舎整備事業費と推進事業費について、過日の議会での説明によれば、土壌汚染調査の結果、基準値を超える土壌汚染が発見され、詳細調査中であるとのことだった。この調査結果の結論が報告されなければ、基本計画の立案が困難ではないか。基本計画なしに地質の調査の詳細も決定できない。市民ワークショップの内容も決めることができない。加えて、この件については市民から、庁舎整備への公金差しとめ訴訟が起こされており、このような予算計上は認められない。</p> <p>そもそも、本市が庁舎移転の最大の論拠に上げていたことは防災上の危険であると主張してきた。美術館候補地として県の示している立地条件は、人々が気楽に訪れることのできる場所、まちづくりと関連しやすい場所、防災上安全な土地であること等も条件としている。このたびの推薦書に本市は交通アクセスの便利、人々を誘導しやすく、他の文化施設、教育機関と連携しやすく、地域づくりに貢献でき、防火上安全であるとみずから示している。本市はここをよい土地だと主張していることになる。庁舎整備と美術館、同じ土地利用であるが、本市の主張の矛盾を感じる。市は市民にどのように説明できるのだろうか。市民への十分な情報提供が行われていない、順序を欠いているものには賛成できない。</p>	
魚崎 勇議員	62	鳥取市下水道条例の一部改正について（賛成）
	63	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（賛成）
<p>（討論の要旨）</p> <p>議案第62号鳥取市下水道条例の一部改正については、本市の下水道等事業会計が、近年の人口の減少、企業の節水対策の向上により使用料収入の大幅な減少や、施設運営諸経費の値上がり等により、国で認められている、一般会計からの繰り入れを行なっても、今後3年間で約14億円の収入の不足が見込まれる。</p> <p>この状況を受け、本市の下水道等事業運営審議会では、1つに公平性・妥当性を確保すること。2つに受益者負担を原則とし、将来世代への負担の先送りを極力避けること。3つに経営の効率化による経費削減等を前提とすること。4つに一般家庭に対し急激な負担増とならないよう配慮すること。この4つの観点により慎重な審議を重ねられ、この度の下水道等使用料の改定答申に至ったものであり、答申の内容は尊重されるべきものと考える。</p> <p>次に、議案第63号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、酒津、船磯両漁業集落排水施設を廃止し、その汚水処理を浜村浄化センターで行うことにより、経費削減を図るものである。また、統一されている下水道等使用料金へと改定するものである。この両案とも市民の生活環境の改善の為の生活排水の安定的な処理を担う下水道事業が、持続可能な企業会計上、健全な事業経営を目指す上でも必要な条例改正であると考える。</p>		
西村 紳一郎議員	69	鳥取市総合計画基本構想の改定について（賛成）
	<p>（討論の要旨）</p> <p>議案第69号鳥取市総合計画基本構想の改定について、本基本構想は平成28年度より10年間にわたり本市の目指すべき将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにし、その内容、実現方策などを考慮し骨組みとしてまとめられたものである。本市を取り巻く環境は人口減少や急速な少子高齢化の進展による社会構造の変化、世界的な金融・経済危機の影響、経済・雇用状況の低迷など外的要因等により大きな転換の時期を迎えている。東京一極集中へと偏った人の流れを変えようと、活力ある地域づくりに取り組む「地方創生」への取り組みがはじまっている。</p> <p>このような状況の中で本市は高い自立性を保ち、市民サービスを充実し、市民と行政が協働して、圏域全体で未来に向かって発展するまちづくりを進めて行くことが重要であり、総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、PDC Aサイクルにより成果がチェック出来る進行管理が示されている。</p> <p>総合計画の柱であるまちづくりの基本的な考え方の第一に「ひと」を大切にすまちづくりがあげられ、誰もがいきいきと暮らせる環境づくりが方向付けされている。第二は「鳥取らしさ」を大切にすまちづくりを挙げ、豊かな自然と歴史・伝統・文化、心豊かな暮らしが味わえるゆとりある生活環境など、資源を大切にす魅力あるまちづくりを創造して行くとされている。第三は取組の基礎となるまちづくりの原点は市民であり、市民と行政の連携・協力のもとに、市民一人ひとりの郷土愛や思いやりによる参画と協働のまちづくりの実現とされている。以上の3つをまちづくりの基本的な考え方として定めている。</p> <p>「鳥取市を飛躍させる、発展させる」のまちづくり理念のもとに本市は鳥取県東部地域の中核都市として、本市を明るい未来へ飛躍させ、豊かな自然、歴史、文化や産業を次世代に継承して行くため、共生するまちづくりへの取り組みをさらに発展、充実する必要があると考える。本市の地方創生の取組についての「まち・ひと・しごと」ではなく、本基本構想では「ひと・まち・しごと」と市長が提言しておられるように、第一に「ひと」を大切にすまちづくりを上げている。そのためにも総合計画の基本構想の改定は必要と見え、議員各位の賛同をお願いします。</p>	

<議員提出議案について>

発言者	議案番号	議案名
伊藤 幾子議員	4	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について（賛成）
	5	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出について（反対）
	<p>(討論の要旨)</p> <p>災害の防止や安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るために無電柱化の取り組みを進めることは重要なことであるが、それには莫大な費用がかかる。無電柱化を進めることによって、住民の福祉や暮らしの予算に影響が出るようなことや電気料金に跳ね返るようなことではいけない。国に対し、法整備を求めることと合わせて、財政負担も強く求めることを要望する。</p> <p>家計消費の低迷が続く中、来年4月の消費税10%増税には国民の批判が高まっており、海外の学者たちからも「今のタイミングで引き上げるのは適切ではない」といった声が出されている。安倍首相も消費の落ち込みを認めざるを得ない状況であり、消費税増税の延期の検討を始めたとの報道もある。ここは消費税10%への増税の延期ではなくキッパリ中止をすべきである。</p> <p>この意見書は、「軽減税率」によってもたらされる「複数税率」のもとでの中小企業・小規模事業者等への事務負担の軽減やインボイス導入への対策などを求めるものであるが、自民・公明両党は、インボイス制度の導入により、今の簡易課税制度は廃止する方向である。このインボイスは煩雑な事務負担を中小業者に押し付けるものであり、インボイスを発行するためには、消費税の課税事業者として登録をする必要があり、インボイスの発行ができない免税事業者が取引から排除される危険も出てくる。複数税率によるインボイス導入は撤回すべきであり、そもそも消費税10%増税を前提とした取り組みは何の支援にもならない。</p>	

<請願の閉会中継続審査について>

発言者	議案番号	議案名
岩永 安子議員	3	請願の閉会中継続審査について（反対） （平成28年第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書提出を求める請願）
	<p>(討論の要旨)</p> <p>安倍首相は、TPP協定を閣議決定し国会に提出し、今国会で成立させることを狙っているが、国民にはその中身が知らされていない。とりあえず、節度すぎる政府の動きを制するためにも、継続審査ではなく「批准するな」という意見書を国会にあげていただきたい。</p> <p>すでに12か国で大筋合意、調印されたとも決まってしまったことのように報道されているが、これから各国での批准が始まる。日本やアメリカの批准がどうなるかがその行方を握っているといわれている。ご存知の通り、アメリカは大統領選挙の真っ最中で、候補者の多くが反対意見を持っているようであり、日本だけ、急がなくてもいいのではないだろうか。</p> <p>米などの「重要農産物」は174品目で関税を撤廃し、重要農産物以外でも野菜や果物をはじめ、農林水産物のほとんど（8割超）の関税が撤廃される。「米価暴落を放置して、さらに輸入拡大するとは。とても息子についでくれといえない」と、大規模稲作農家の方の怒りの声を聞いた。本市が特産品として奨励しているブロッコリー、ネギ、いちごなど大きな打撃を受けることになる。</p> <p>農業県鳥取の県都、鳥取市議会が市民の暮らしを直撃するTPP協定について、今、批准するなど声を上げることが大事ではないだろうか。今回、「さらに調査、研究を要すると認められるため」という理由で継続審査となっている。調査、研究するためには、まず、国会で批准するなという声をあげ、ストップさせてから、よく調査研究することを訴えて、反対討論とする。</p>	